

商標制度：商標とは何，登録要件 商標① p235～240

1 商標の機能

- (1) 出所表示
- (2) 品質保証
- (3) 宣伝広告

2 保護対象

- (1) 文字，図形，記号，立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合
- (2) 動き商標，ホログラム商標，色彩のみからなる商標，音商標，位置商標

3 保護要件（登録要件） 自他商品識別力

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については，次に掲げる商標を除き，商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地，販売地，品質，原材料，効能，用途，形状，生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格又はその役務の提供の場所，質，提供の用に供する物，効能，用途，態様，提供の方法若しくは時期その他の特徴，数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で，かつ，ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか，需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

2 前項第三号から第五号までに該当する商標であつても，使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては，同項の規定にかかわらず，商標登録を受けることができる。

(目的)

第一条 この法律は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もつて産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律で「商標」とは，人の知覚によつて認識することができるもののうち，文字，図形，記号，立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合，音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて，次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し，証明し，又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し，又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

省令 第四条の八 商標法第五条第四項の経済産業省令で定める商標は，次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 色彩のみからなる商標
- 四 音商標
- 五 位置商標